

# NPO 法人見附市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本市のスポーツ振興に特に功績顕著な者の業績をたたえ、もって本市体育の発展に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 本協会の表彰は次の3種類とする。

- (1) スポーツ功労章
  - (2) 競技成績優秀章
  - (3) スポーツ奨励賞
- (スポーツ功労者の対象)

第3条 スポーツ功労者は次の各号にすべて該当する者の中から厳選する。但し、特別の功労があり、理事会が適当と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 全市又は地域住民の体育振興に特に功績顕著な者。
  - (2) 30年以上同一種目の幹部として指導した者。(おおむね60歳以上とする。)
- (競技成績優秀者の対象)

第4条 競技成績優秀者は次の各号のいずれかに該当する者の中から厳選する。

- (1) 日本代表としてオリンピック、世界選手権等の国際大会に出場した者。
- (2) 本県の予選会、選考会によって選出され、本県代表として日本選手権等の全国大会に出場した者。
- (3) 本県代表として北信越大会等のブロック大会に出場し、入賞に値する成績をおさめた者。
- (4) 本市代表として県大会に出場し、優勝した者。
- (5) 公認新記録(世界、日本、県、ジュニア)(タイ記録含)を樹立した者。
- (6) チームの一員として上記に該当する場合、そのチームは見附市内のチームとする。  
但し、市内在住の学生や市内の競技団体で主たる活動を行っている者はこの限りではない。

2 表彰に該当する期間は、前年の11月1日から当年の10月31日までとする。

3 期間を異にする場合、重複できるものとする。

(スポーツ奨励者の対象)

第5条 第4条に規定する成績に達しない選手及び団体の中から1加盟団体1組に限り、本年度最も上位の成績を収めた者または最も活躍したと認められるものを対象とする。

(表彰受賞者の選考及び決定)

第6条 表彰受賞者は、常任理事会で選考され、理事会の承認を得て決定される。

(表彰事務の担当者)

第7条 表彰事務は総務部長がこれをあたる。

付則

1 この規程は昭和54年4月1日から施行する。

改正 平成2年5月10日(第3条)

改正 平成5年3月7日(第4条)

改正 平成10年9月11日(第3条 第4条)

改正 平成19年10月4日(第2条、第5条、第6条、第7条)

改正 平成21年11月25日(第4条)

改正 平成24年12月3日(規定名)

2 次に掲げる規程等は廃止する。

(1) 見附市体育協会表彰規程(昭和48年4月1日 制定)

(2) 見附市体育協会表彰規程内規(昭和48年4月1日 制定)